平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

 事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類	
事業別の石物及の別在地	の所在地及び代表者の氏名	冼山午月日	事未川街勺	ず木ツ性規	
社会福祉法人久木野村社会	社会福祉法人久木野村社会福	平成 17 年	43000100106110	身体障害者	
福祉協議会	祉協議会	2月12日		居宅介護	
阿蘇郡久木野村大字久石	阿蘇郡久木野村大字久石				
2705 番地	2705 番地				
	飯法師 一幸				
長陽村社会福祉協議会訪問	社会福祉法人 長陽村社会福	平成 17 年	43000100121119	身体障害者	
介護事業所	祉協議会	2月12日		居宅介護	
阿蘇郡長陽村大字河陽	阿蘇郡長陽村大字河陽 4518				
4518 番地の 2	番地の2				
	今村 輝昭				

熊本県告示第 261 号

知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人久木野村社会	社会福祉法人久木野村社会福	平成 17 年	43000200125119	知的障害者
福祉協議会	祉協議会	2月12日		居宅介護
阿蘇郡久木野村大字久石	阿蘇郡久木野村大字久石			
2705 番地	2705 番地			
	飯法師 一幸			
長陽村社会福祉協議会訪問	社会福祉法人 長陽村社会福	平成 17 年	43000200175114	知的障害者
介護事業所	祉協議会	2月12日		居宅介護
阿蘇郡長陽村大字河陽	阿蘇郡長陽村大字河陽 4518			
4518番地の2	番地の2			
	今村 輝昭			

熊本県告示第 262 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。 平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

 事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類	
事 <i>术</i> /// 5 日初次 5 // 田地	の所在地及び代表者の氏名	//LIL / J	事 不/// 田·J	子人?\E\\	
社会福祉法人久木野村社会	社会福祉法人久木野村社会福	平成 17 年	43000300079117	児童居宅介	
福祉協議会	祉協議会	2月12日		護	
阿蘇郡久木野村大字久石	阿蘇郡久木野村大字久石				
2705 番地	2705 番地				
	飯法師 一幸				
長陽村社会福祉協議会訪問	社会福祉法人 長陽村社会福	平成 17 年	43000300117115	児童居宅介	
介護事業所	祉協議会	2月12日		護	
阿蘇郡長陽村大字河陽	阿蘇郡長陽村大字河陽 4518				
4518番地の2	番地の2				
	今村 輝昭				

熊本県告示第 263 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の5第1項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
事業別の石物及の別任地	の所在地及び代表者の氏名	16年4月日	尹未川留与 	尹未の性類
ケアセンターやまと	社会福祉法人 山都町社会福	平成 17 年	43000100197119	身体障害者
上益城郡山都町大平 91 番	祉協議会	2月11日		居宅介護
地	上益城郡山都町大平 91 番地			
	兼瀬 哲治			

熊本県告示第 264 号

知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 15 条の 5 第 1 項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類	
争未別の石林及の別任地	の所在地及び代表者の氏名	11年十月日	尹未川留与 	尹未ツ性類	
ケアセンターやまと	社会福祉法人 山都町社会福	平成 17 年	43000200265113	知的障害者	
上益城郡山都町大平 91 番	祉協議会	2月11日		居宅介護	
地	上益城郡山都町大平 91 番地				
	兼瀬 哲治				

熊本県告示第 265 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

東米ボの夕みながまた地	事業者の名称、主たる事務所	化安年日日	事業所番号	事業の種類
事業所の名称及び所在地	の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業別番 万	尹耒の性類
ケアセンターやまと	社会福祉法人 山都町社会福	平成 17 年	43000300180113	児童居宅介
上益城郡山都町大平 91 番	祉協議会	2月11日		護
地	上益城郡山都町大平 91 番地			
	兼瀬 哲治			

熊本県告示第 266 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代郡鏡町大字両出字七百町二番割 1325番1地先から 同 所 字七百町三番割 1340番7地先まで	359.5	交安主要 一種

2 供用開始する期日 平成 17 年 3 月 11 日

熊本県告示第 267 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地		主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
1000 H 1000 W 1000	の所在地及び作	代表者の氏名	10/2 1/10	J. 76//1 El J	1.76.5 (4.76)
社会福祉法人阿蘇市社会福	社会福祉法人	阿蘇市社会福	平成 17 年	43000100198117	身体障害者
祉協議会阿蘇居宅介護事業	祉協議会		2月11日		居宅介護
所	阿蘇市内牧 976	5番地 2			
阿蘇市内牧 976 番地 2	河﨑 敦夫				
社会福祉法人阿蘇市社会福	社会福祉法人	阿蘇市社会福	平成 17 年	43000100199115	身体障害者
祉協議会一の宮居宅介護事	祉協議会		2月11日		居宅介護
業所	阿蘇市内牧 976	5番地 2			
阿蘇市一の宮町手野 963 番	河﨑 敦夫				
地 1					

熊本県告示第 268 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

			邓子尔加	于 HU TO 我	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主の所在地及び代表		指定年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人阿蘇市社会福	社会福祉法人 阿	可蘇市社会福	平成 17 年	43000200266111	知的障害者
祉協議会阿蘇居宅介護事業	祉協議会		2月11日		居宅介護
所	阿蘇市内牧 976 番	ទ 地 2			
阿蘇市内牧 976 番地 2	河﨑 敦夫				
社会福祉法人阿蘇市社会福	社会福祉法人 阿	可蘇市社会福	平成 17 年	43000200267119	知的障害者
祉協議会一の宮居宅介護事	祉協議会		2月11日		居宅介護
業所	阿蘇市内牧 976 番	ទ 地 2			
阿蘇市一の宮町手野 963 番	河﨑 敦夫				
地 1					

熊本県告示第 269 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務	新 指定年月日	事業所番号	事業の種類
事業別の石物及の別在地	の所在地及び代表者の氏名	加足平万百	事未川田 勺	ず未り性類
グリーンウッド	社会福祉法人 南阿蘇村社	会 平成 17 年	43000100200111	身体障害者
阿蘇郡南阿蘇村大字久石	福祉協議会	2月13日		居宅介護
2705 番地	阿蘇郡南阿蘇村大字久石			
	2705 番地			
	今村 輝昭			

熊本県告示第 270 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子